

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和6年2月2日	前橋南部運送株式会社 (法人番号 2070001004578)代表者青 木美恵子	群馬県前橋市後閑 町711	信州あづみ野営業 所	長野県安曇野市穂 高8413番地9	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 (以下、「法」)第9条第3 項前段、法第17条第1項 及び同条第4項	令和5年1月18日、監査実施。9件の違反が 認められた。(1)事業計画変更事前届出違 反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条 第1項第1号)(2)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(3)乗務時間等 告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)(4) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3 項)(5)点呼の記録記載不備(安全規則第7 条第5項)(6)乗務等の記録義務違反(安全 規則第8条)(7)運行記録計による記録義務 違反(安全規則第9条)(8)運行指示書の作 成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(9) 運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5 第1項)	4	4
一般貨物	令和6年2月9日	昌栄高速運輸株式会社 (法人番号 4100001001470)代表者白 石昌己	長野県長野市神明 25番地	本社営業所	長野県長野市若穂 綿内458-6	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 (以下、「法」)第9条第1 項、法第17条第1項及び 同条第4項	令和4年8月31日、監査実施。7件の違反が 認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨 物自動車運送事業法施行規則第2条第1項 第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安 全規則」)第3条第4項)(3)乗務時間等告示 の遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)点呼 の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第 3項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第 7条第5項)(6)点呼の記録記載不備(安全 規則第7条第5項)(7)乗務等の記録記載不備 (安全規則第8条)	6	6
一般貨物	令和6年2月26日	有限会社合津運輸(法人 番号6100002026374)代表 者合津進	長野県大町市大字 常盤3671	本社営業所	長野県大町市大字 常盤3671	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和5年4月5日、監査実施。9件の違反が認 められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等 のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項) (3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項～第2項)(4)点呼の記録義務違反(安全 規則第7条第5項)(5)乗務等の記録記載不 備(安全規則第8条)(6)運行記録計による記 録違反(安全規則第9条)(7)運転者台帳の 記載不備(安全規則第9条の5第1項)(8)特 定の運転者に対する適性診断受診義務違反 (安全規則第10条第2項)(9)運行管理者の 講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	9	9
一般貨物	令和6年2月27日	中越テック株式会社(法人 番号2010601033750)代表 者増井雅彦	東京都江東区新木 場1-6-23	北陸営業所	富山県射水市市上 2000番1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和5年8月22日及び令和5年12月26日、監 査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務 時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第4項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。